令和９年度 税制改正に関する要望

令和８年９月

名古屋商工会議所

令和９年度税制改正に関する要望　概要

名古屋商工会議所
Nagoya Chamber of Commerce & Industry

【基本的な考え方】

１．地域経済を支える中小企業の事業継続支援
２．中小企業の持続的な成長に向けた生産性向上への支援
３．円滑な企業活動を支えるビジネス環境の整備

要望項目：28項目　赤字　うち重点要望　：　10項目
◎　うち期限到来　：　8項目
★　うち新規要望　：　3項目

【個別要望事項】

１．円滑な事業承継に資する税制

（１）取引相場のない株式の評価方法の慎重な検討
取引相場のない株式の評価方法について、事業承継や企業成長への影響を十分に検証し、成長と円滑な事業承継を阻害することのないよう慎重に検討すべき

（２）◎事業承継税制特例措置の恒久化もしくは一般措置の拡充
事業承継は世代を超えて続く永続的な課題。事業承継を着実に進め、相続税・贈与税負担による経営資源の流出や後継者の承継意欲の低下を防ぐためにも、制度の恒久化もしくは一般措置の拡充を検討すべき

（３）利用促進に向けた事務手続きの改善
① 5年経過後の報告不要化
② 提出書類の一本化・簡素化及び提出先のワンストップ化
煩雑な事務手続きや継続報告に伴う負担を軽減するとともに、提出書類の一本化・簡素化や提出先のワンストップ化を図り、より利用しやすい制度へ改善すべき

（４）幅広い層の事業承継を促進する制度の拡充・創設
① ★成長志向企業の事業承継を促進する制度の拡充
② ★中小企業の事業承継を促進する制度の創設

（５）Ｍ＆Ａを活用した事業承継を促進する税制の拡充

２．自発的かつ持続的な賃上げを後押しする税制

（１）◎中小・中堅企業向け賃上げ促進税制の延長・拡充
人手不足や物価上昇への対応が求められる中、中小・中堅企業の自発的かつ持続的な賃上げを実現するため、中小企業向け賃上げ促進税制を延長・拡充するとともに、中堅企業向け制度についても十分な適用期間を確保すべき

（２）役員給与税制の見直し
① 業績連動給与の適用対象拡大
② ★定期同額給与の例外的改定事由の柔軟化
業績や経営環境の変化に応じて、機動的に役員給与を改定できるよう、硬直的な現行ルールを見直すべき

（３）特定退職金共済制度等における掛金の十分な水準までの引き上げ

（４）リスキリングやリカレント教育を後押しする税制措置の創設

（５）少子化・子育てに対する企業の支援を促進する税制措置の創設

３．中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

（１）◎中小企業経営強化税制の延長・拡充
中小企業の設備投資や生産性向上を促進するため、中小企業経営強化税制を延長・拡充するとともに、事前手続きや適用要件の簡便化・明確化を図るべき

（２）◎中小企業投資促進税制の延長
手続きが簡素で利用しやすい中小企業投資促進税制を延長し、中小企業の継続的な設備投資や省力化・デジタル化を後押しすべき

（３）償却資産に係る固定資産税の廃止、◎償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長・拡充
償却資産に係る固定資産税は、企業の業績にかかわらず設備投資に課税されるため、設備投資の阻害要因となっている。償却資産に係る固定資産税を廃止するとともに、実現までの間は特例措置を延長・拡充すべき

（４）イノベーションボックス税制の拡充

（５）欠損金の繰越期間（10年間）の無期限化

（６）欠損金の繰戻還付制度の適用対象及び対象期間の拡充

４．創業、ベンチャー支援に関する税制

（１）ベンチャー企業への投資促進のための税制措置の拡充
① エンジェル税制の拡充・適用要件緩和・手続き簡素化
② ベンチャー企業への出資に伴うキャピタルゲイン税の軽減措置

（２）創業に関する税制措置の拡充

５．海外展開支援税制

（１）海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

（２）海外展開を支援する税制の拡充

（３）CFC税制、グローバル・ミニマム課税への適切な対応

６．わが国のビジネス環境整備に資する税制

（１）◎中小企業等の法人税率の軽減措置の延長・拡充
厳しい経営環境が続く中、地域経済を支える中小企業者等の事業継続や成長投資を後押しするため、中小企業等の法人税率の軽減措置を延長するとともに、必要に応じて制度を拡充すべき

（２）◎中小法人の交際費課税の特例の延長・拡充
取引先との信頼関係の構築や円滑な事業活動を支えるため、中小法人の交際費課税の特例を延長するとともに、必要に応じて制度を拡充すべき

（３）留保金課税の撤廃または中堅企業の適用除外
法人税納付後の利益剰余金に再度課税する留保金課税は二重課税であり、撤廃すべき。少なくとも、中小企業と同様、地域経済に大きく貢献する中堅企業は適用対象から除外すべき

（４）◎商業地等に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長

（５）企業の経営実態に即した減価償却制度の見直し

（６）中小企業の成長を阻害する税制の撤廃・見直し（印紙税・事業所税など）

（７）納税事務の効率化・簡素化
頻繁な税制改正への対応を含め、企業の納税事務負担を軽減するため、納税事務の効率化・簡素化を推進すべき

目　次

一. 税制改正に対する基本的な考え方

１．地域経済を支える中小企業の事業継続支援 1
２．中小企業の持続的な成長に向けた生産性向上への支援 1
３．円滑な企業活動を支えるビジネス環境の整備 1

二. 個別要望事項

（網掛け：重点要望、★：新規要望項目）

１．円滑な事業承継に資する税制

（１）取引相場のない株式の評価方法の慎重な検討 2
（２）事業承継税制特例措置の恒久化もしくは一般措置の拡充 2
（３）利用促進に向けた事務手続きの改善 2
（４）★幅広い層の事業承継を促進する制度の拡充・創設 3
（５）Ｍ＆Ａを活用した事業承継を促進する税制の拡充 3

２．自発的かつ持続的な賃上げを後押しする税制

（１）中小・中堅企業向け賃上げ促進税制の延長・拡充 3
（２）★役員給与税制の見直し 4
（３）特定退職金共済制度等における掛金の十分な水準までの引き上げ 4
（４）リスキリングやリカレント教育を後押しする税制措置の創設 4
（５）少子化・子育てに対する企業の支援を促進する税制措置の創設 4

３．中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

（１）中小企業経営強化税制の延長・拡充 5
（２）中小企業投資促進税制の延長 5
（３）償却資産に係る固定資産税の廃止、償却資産に係る固定資産税特例措置の延長・拡充 . 5
（４）イノベーションボックス税制の拡充 5
（５）欠損金の繰越期間（10 年間）の無期限化 5
（６）欠損金の繰戻還付制度の適用対象及び対象期間の拡充 6

４．創業、ベンチャー支援に関する税制

（１）ベンチャー企業への投資促進のための税制措置の拡充 6
（２）創業に関する税制措置の拡充 6

５．海外展開支援税制

（１）海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現 6
（２）海外展開を支援する税制の拡充 7
（３）ＣＦＣ税制、グローバル・ミニマム課税への適切な対応 7

６．わが国のビジネス環境整備に資する税制

（１）中小企業等の法人税率の軽減措置の延長・拡充 7
（２）中小法人の交際費課税の特例の延長・拡充 7
（３）留保金課税の撤廃または中堅企業の適用除外 7
（４）商業地等に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長 8
（５）企業の経営実態に即した減価償却制度の見直し 8
（６）中小企業の成長を阻害する税制の撤廃・見直し 8
（７）納税事務の効率化・簡素化 9

一. 税制改正に対する基本的な考え方

1. 地域経済を支える中小企業の事業継続支援

日本経済は成長型経済への転換を着実に進めており、その成果が地域経済にも波及することが重要である。とりわけ、全雇用の約 7 割を占める中小企業が、この成長の流れを捉え、事業を継続・発展させていくことは、日本経済全体の好循環を生み出す上で不可欠である。

しかしながら、人手不足の深刻化や国際情勢の不確実性、資材価格の変動リスクなど、複合的な経営課題が中小企業の経営基盤を圧迫している。こうした中、中小企業が将来にわたり事業を継続し、地域経済を支えていくためには、円滑な事業承継を支える税制の充実をはじめ、経営基盤の強化を支える総合的な支援が不可欠である。

2. 中小企業の持続的な成長に向けた生産性向上への支援

中小企業が競争力を維持・強化し、持続的に成長していくためには、技術革新やデジタル化などを通じた生産性向上が不可欠である。また、継続的な賃上げの実現に向けては、“稼ぐ力”の強化が喫緊の課題となっている。

こうした中、中小企業は時代の変化を柔軟に捉えて、自己変革に果敢に挑戦している。こうした前向きな挑戦をさらに後押しし、中小企業の持続的な成長を支える環境整備を進めることが重要である。

3. 円滑な企業活動を支えるビジネス環境の整備

持続的な成長を実現するためには、企業の経営実態に即した税制の構築や二重課税の見直し、納税事務の効率化・簡素化など、円滑な企業活動を支えるビジネス環境の整備が重要である。こうした環境整備は、企業活動の活性化を通じて地域経済の持続的な発展と日本経済全体の好循環につながるものである。

加えて、現状に適合していない税制や複雑な納税手続きは、中小企業にとって大きな負担となっている。企業活動の実態を踏まえた税制の見直しを進めるとともに、納税者負担の軽減に資する簡素で分かりやすい税制体系の構築と納税事務の簡素化が望まれる。

以上のような考え方に基づいて、次頁以降に個別要望事項を記載する。

二. 個別要望事項

（網掛け：重点要望　◎：令和8年度末期限到来　★：新規要望項目）

1. 円滑な事業承継に資する税制

（1）取引相場のない株式の評価方法の慎重な検討

取引相場のない株式については、事業を継続し企業価値を高めるほど株式評価額が上昇し、換金性のない株式であっても相続税負担が増大することから、中小・中堅企業の円滑な事業承継を阻害する要因となっている。

こうした中、国税庁は令和８年４月に「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」を設置し、評価制度の見直しに向けた検討を進めている。現在、会社規模によらず収益力等を評価に反映する残余利益方式を軸とした新たな評価体系が検討されているが、残余利益方式によって企業の収益力が株式評価により強く反映されることとなれば、成長を目指す中小・中堅企業において、株式評価額や事業承継時の税負担が上昇することが懸念される。

悪質な租税回避を防止することの重要性は認めるものの、一部の租税回避行為への対応のために、事業承継に過大な負担を生じさせることは避けるべきである。特に政府が「売上高 100 億円」を目指す中小企業の成長を後押しする中、企業の収益力向上や成長が株式評価額の上昇を通じて事業承継時の負担増加につながることは、成長を促す政策との整合性を損なうおそれがある。

したがって、今回の評価方法の見直しについては、企業経営や事業承継に及ぼす影響を十分に検証するとともに、評価と相続税等の税負担を一体的に捉え、地域経済を支える中小・中堅企業の成長と円滑な事業承継を阻害することのないよう、慎重に検討すべきである。

（2）◎事業承継税制特例措置の恒久化もしくは一般措置の拡充

相続や事業承継に終わりはなく、企業の円滑な事業承継は世代を超えて続く永続的な課題である。とりわけ地域経済や雇用を支える中小企業の事業承継を着実に進め、相続税・贈与税負担による経営資源の流出や後継者の承継意欲の低下を防ぐためにも、事業承継税制特例措置の恒久化、もしくは一般措置の拡充を検討すべきである。

また、事業承継税制特例措置が終了した場合には、既に特例措置を活用して事業承継を行った事業者の次世代への事業承継にも影響が生じるおそれがあるため、制度の周知・理解促進を図るとともに、移行経過措置についてもあわせて検討すべきである。

（3）利用促進に向けた事務手続きの改善

① 5 年経過後の報告不要化

納税猶予の適用を受けてから最初の 5 年間（以下、事業継続期間）は、都道府県及び税務署に対して毎年１回、事業継続期間経過後は税務署に対して３年に１回の報告を行う必要があり、利用者にとって大きな事務負担となっているほか、報告漏れによる猶予取消しのリスクがある。

こうした状況を踏まえ、納税猶予を受けている企業実態は、毎年提出される法人税等申告書により確認できることから、5 年経過後の税務署への報告は不要とすべきである。

② 提出書類の一本化・簡素化及び提出先のワンストップ化

事業承継期間中、後継者は都道府県への年次報告書及び税務署への継続届出書をそれぞれ作成・提出しなければならず、利用者にとって大きな事務負担となっている。

このため、提出書類の一本化、簡素化及び提出先のワンストップ化を図ることで、利用者の利便性を高めるべきである。

（4）幅広い層の事業承継を促進する制度の拡充・創設

① ★成長志向企業の事業承継を促進する制度の拡充

成長を志向する企業が、事業承継後も規模拡大や組織再編等に柔軟に取り組めるよう、一定期間経過後の納税免除措置の導入など、現行の事業承継税制を成長企業の実態に即した制度へ拡充すべきである。

② ★中小企業の事業承継を促進する制度の創設

税理士等の専門家への依頼費用などのコスト負担により、事業承継税制を利用できない中小企業の円滑な事業承継を支援するため、事業用資産や非上場株式に係る相続税等の計算において、一定の要件下で一律評価減を行う制度を創設すべきである。

（5）M&Aを活用した事業承継を促進する税制の拡充

中小企業のM&Aによる事業承継は、企業の存続を通じて地域経済や地域雇用の維持・確保にも大きく寄与することから、地域経済への波及効果が期待されるM&Aを対象として、デューデリジェンス費用や仲介手数料の損金算入など、M&Aに伴うコスト負担を軽減する税制措置を拡充すべきである。

2. 自発的かつ持続的な賃上げを後押しする税制

（1）◎中小・中堅企業向け賃上げ促進税制の延長・拡充

令和 6 年度税制改正において、中小企業向け賃上げ促進税制は繰越控除措置の創設などの拡充が図られた。その後、令和 8 年度税制改正では租税特別措置の見直しが行われ、大企業向けは廃止、中堅企業向けは令和 8 年度末までの措置とされた一方、中小企業向けは要件等の変更なく維持・継続された。

賃上げ促進税制は、企業が自発的かつ持続的な賃上げに取り組むための極めて重要な支援措置であり、企業からは制度の恒久化や適用期限の延長を求める声に加え、中小企業向けについては適用要件の緩和や税額控除率の引上げなど、更なる拡充を求める意見も多く寄せられている。

企業の継続的な賃上げを後押しするため、中小企業向け・中堅企業向け賃上げ促進税制の延長・拡充を図るべきである。

（２）役員給与税制の見直し

① 業績連動給与の適用対象拡大

優秀な経営人材の確保・定着に加え、経営者の意欲向上や企業の成長を促すためには、業績に応じて経営者が適切な報酬を得られる仕組みが重要である。そのため、スタートアップやM＆A等を通じた事業再構築や、経営環境の変化に応じた迅速な経営判断を促進する観点からも、業績に応じた役員報酬を支給できる業績連動給与の活用が重要である。

しかし、現行制度では、有価証券報告書の提出や同族会社でないことなど厳格な適用要件が設けられており、多くの中小企業は制度を活用できない。中小企業の実態に即した簡素な適用要件を整備し、業績連動給与の適用対象を拡大すべきである。

② ★定期同額給与の例外的改定事由の柔軟化

優秀な経営人材の確保・定着に加え、経営環境の変化に応じた機動的な経営判断を可能とするためには、企業の実情に応じて役員給与を適切に見直すことが重要である。

しかし、現行制度では、定期同額給与として損金算入が認められるための要件が厳格であり、期中に役員給与を改定できる事由も限定されている。年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、外部環境が急激に変化した場合の役員給与の引下げ等については、例外的改定事由を柔軟化し、損金算入を認めるべきである。

（３）特定退職金共済制度等における掛金の十分な水準までの引き上げ

高齢化が進展するなか、企業型確定拠出年金の拠出限度額の拡充が進み、企業年金による老後保障の充実が図られている。一方、従業員の退職金や企業年金の代替として多くの中小企業が活用している特定退職金共済制度や中小企業退職金共済制度では、掛金上限が長年据え置かれており、物価・賃金の上昇等を踏まえると十分な退職給付水準を確保しにくい状況となっている。

従業員の安定した老後生活の保障や中小企業の福利厚生の充実を図るため、これらの制度の掛金上限を十分な水準まで引き上げるべきである。

（４）リスキリングやリカレント教育を後押しする税制措置の創設

企業が従業員に新たな知識・技能の習得を促す「リスキリング」や、従業員自らがキャリア形成に資する学び直しを行う「リカレント教育」の重要性が高まっている。これらは、産業構造の変化やデジタル化の進展に対応した人材の育成をはじめ、個人のスキルアップを通じた成長分野への労働移動や地域間・業種間の雇用流動性の向上に資するものである。また、中小企業が直面する人手不足の緩和や生産性向上にもつながることから、企業や従業員による学び直しを後押しする税制措置を講じるべきである。

（５）少子化・子育てに対する企業の支援を促進する税制措置の創設

少子化が深刻化する中、仕事と子育ての両立支援や女性の活躍促進に向け、企業による子育て支援の充実が求められている。一方、中小企業では、育児休業取得者や短時間勤務者の代替要員の確保、育児支援サービスの提供などに相応の費用負担を伴うことから、企業の積極的な取組を後押しするため、これらの経費を対象とした税額控除制度を創設すべきである。

3. 中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

（1）◎中小企業経営強化税制の延長・拡充

中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力の向上に向け、中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づく設備投資について、即時償却または税額控除の適用を認める重要な措置である。

本制度を確実に延長するとともに、事前手続きや適用要件の軽減・簡便化、要件判定の明確化など制度の利便性向上を図るべきである。また、設備投資を一層促進するため、税額控除率や控除上限額の引上げなど制度の拡充を図るべきである。

（2）◎中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、一定の設備投資について特別償却または税額控除の適用を認める措置であり、手続きが簡素で利用しやすく、多くの中小企業の設備投資を支えている。

人手不足への対応や生産性向上、省力化・デジタル化などに向けた設備投資の重要性が一層高まるなか、中小企業が前向きな投資に継続して取り組めるよう、本制度を延長すべきである。

（3）償却資産に係る固定資産税の廃止、◎償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長・拡充

償却資産に係る固定資産税は、赤字企業にも課税されることから、人手不足への対応や生産性向上、賃上げに向けた設備投資を進める企業の負担となっている。特に機械装置に対する固定資産税は、海外においても極めて稀な制度であり、中小・中堅企業の前向きな設備投資を後押しするためにも廃止すべきである。

少なくとも、令和 8 年度末で期限切れを迎える固定資産税の特例措置については、赤字・黒字を問わず一定の要件を満たした設備投資に係る負担軽減措置として、制度を延長するとともに、中小・中堅企業の設備投資を一層後押しする制度へ拡充すべきである。

（4）イノベーションボックス税制の拡充

わが国のイノベーション拠点の立地競争力を強化する観点から、国内で自ら研究開発した知的財産から生じる所得に対する減税措置として、イノベーションボックス税制が創設された。

しかしながら、対象となる知的財産は特許権及びＡＩ関連のソフトウェアの著作権、対象となる所得は知財のライセンス料及び譲渡益に限定されている。知的財産の活用による企業の収益力強化や研究開発投資の促進に向けて、対象となる知的財産及び所得の範囲を拡充すべきである。

（5）欠損金の繰越期間（10 年間）の無期限化

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。現在、欠損金の繰越期間は 10 年間とされているが、中小企業は外部環境の変化や景気変動の影響を受けやすく、赤字と黒字を繰り返す傾向にある。

中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。また、中堅企業についても、成長投資を後押しする観点から、中小企業と同様、欠損金の繰越控除限度額を所得の全額まで拡大すべきである。

（６）欠損金の繰戻還付制度の適用対象及び対象期間の拡充

欠損金の繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税による負担を調整し、企業の資金繰りを支援する重要な制度である。地域経済や雇用を支える中堅企業の財務基盤の強化を図る観点から、適用対象を中堅企業まで拡大すべきである。

また、資金繰りに苦しむ中小企業の事業継続を支援するため、青色欠損金の繰戻還付については、対象期間を複数年度に拡充すべきである。

4. 創業、ベンチャー支援に関する税制

（１）ベンチャー企業への投資促進のための税制措置の拡充

① エンジェル税制の拡充・適用要件緩和・手続き簡素化

スタートアップは、新たな技術やサービスの創出を通じて地域経済の活性化や雇用の創出を担う存在であり、その成長には個人投資家によるリスクマネーの供給が不可欠である。こうした資金供給を促進するため、エンジェル税制が措置されている。

しかし、適用要件や手続きが複雑で利用しにくいとの指摘もある。スタートアップへの円滑な資金供給を一層促進し、創業や成長を後押しするため、制度の拡充を図るとともに、適用要件の緩和や手続きの簡素化を講じるべきである。

② ベンチャー企業への出資に伴うキャピタルゲイン税の軽減措置

ベンチャー企業への投資を一層促進するためには、投資時の支援に加え、投資収益に対する適切なインセンティブを確保することが重要である。しかし、ベンチャー企業への出資はリスクが高く、そのリスクに見合った投資環境の整備が十分とはいえない。

個人投資家や事業会社からのリスクマネー供給を促進し、ベンチャー企業の成長や新たな産業創出につなげるため、ベンチャー企業への出資に伴うキャピタルゲイン税の軽減措置を講じるべきである。

（２）創業に関する税制措置の拡充

新たな産業や雇用を創出し、地域経済の活性化を図るためには、創業を促進するとともに、創業期の企業が安定した経営基盤を構築できる環境を整備することが重要である。しかし、創業後間もない企業は、黒字化した後も事業活動や経営基盤が安定しないケースが少なくない。

そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を後押しする観点から、創業後の法人税負担の軽減や欠損金制度の拡充、創業資金に係る贈与税の特例など、創業に関する税制措置を拡充すべきである。

5. 海外展開支援税制

（１）海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

海外展開による利益の国内還流を促進し、企業の成長や国内投資につなげる観点から、海外子会社からの受取配当金に係る益金不算入制度について、一部が課税対象となっている現行制度を見直し、海外子会社からの受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

（２）海外展開を支援する税制の拡充

少子高齢化に伴う国内市場の縮小や経済のグローバル化の進展に対応するため、海外展開に積極的な中小企業を後押しする税制措置（投資リスクの軽減を含む）の拡充が必要である。

・海外展開に係る初期費用（海外コンサル費用等）の負担軽減に資する税制措置の創設
・海外子会社の経営基盤の早期安定化のため、親会社が負担する人的支援に係る費用の損金算入の見直し
・外国税額控除について、繰越控除期間等の見直し
・租税条約の見直しや PE 課税等を巡る国際的な課税問題への対応を含めた、官民連携による支援体制の強化

（３）ＣＦＣ税制（外国子会社合算税制）、グローバル・ミニマム課税への適切な対応

ＣＦＣ税制やグローバル・ミニマム課税への対応については、制度が複雑で分かりづらく、実務上の負担も大きいとの意見が多い。過剰な課税や過度なコンプライアンスコストが生じないよう、制度の運用に十分配慮すべきである。また、特に人材や専門知識が限られている中小企業においては、事務負担の軽減や分かりやすい運用の確保など、実務対応に配慮した措置を講ずるべきである。

６. わが国のビジネス環境整備に資する税制

（１）◎中小企業等の法人税率の軽減措置の延長・拡充

円安や物価高による原材料・エネルギーコストの上昇や人手不足を背景とした賃上げ圧力の高まりなど、中小企業者等を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況にある。

こうした中で、地域経済の基盤を支える中小企業者等の事業継続及び成長投資を後押しする観点から、年間 800 万円以下の所得金額に対する法人税率を 19%から 15%に軽減する措置については、現行制度の延長を図るとともに、必要に応じてさらなる拡充を検討すべきである。

（２）◎中小法人の交際費課税の特例の延長・拡充

企業を経営する上で、交際費は顧客との関係維持や新規顧客の開拓、取引先との信頼関係の構築に必要な費用であり、地域の飲食業をはじめ幅広い業種への経済波及効果も期待される。

こうした観点から、中小企業者等の交際費課税の特例については適用期限を延長するとともに、物価上昇等を踏まえ、交際費から除外される飲食費の１人当たり基準額（1 万円以下）や、損金算入の上限額（年間 800 万円）の引上げなど、制度の拡充を図るべきである。

（３）留保金課税の撤廃または中堅企業の適用除外

経営環境の急速な変化に対応し、企業が持続的な成長を実現するためには、設備投資や研究開発、人材育成などの成長投資を支える財務基盤の強化が不可欠である。また、法人税納付後の利益剰余金に再度課税する留保金課税は二重課税の性格を有しており、速やかに撤廃すべきである。

少なくとも、地域経済を牽引し、良質な雇用の創出や賃上げ、積極的な成長投資を担う中堅企業については、留保金課税の適用対象から除外すべきである。

（4）◎商業地等に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長

商業地等に係る固定資産税については、令和 9 年度の土地の評価替えに伴い、地価の変動による税負担の急激な増加が懸念される。

事業者の安定的な事業継続と地域経済の活性化を図る観点から、税負担の激変を緩和する商業地等に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度を引き続き延長すべきである。

（5）企業の経営実態に即した減価償却制度の見直し

建物等の減価償却資産については、定率法から定額法への見直しが行われるなど、設備投資直後の償却額が縮小する方向で制度改正が進められてきた。しかしながら、企業の設備投資サイクルや経営実態との乖離も指摘されており、設備投資の促進や資金繰りの改善を図る観点から、建物等への定率法の適用を可能とするなど償却方法を柔軟化するとともに、法定耐用年数の見直しを行うべきである。

また、物価上昇等を踏まえ、3 年間の均等償却及び全額損金算入の対象となる少額減価償却資産の取得価額についても、実態に即した水準へ引き上げるべきである。

（6）中小企業の成長を阻害する税制の撤廃・見直し

中小企業は地域経済や雇用を支える重要な存在であり、厳しい経営環境の中にあっても地域経済の維持・発展に大きく貢献している。こうした中小企業が持続的な成長を実現し、積極的な設備投資や賃上げに取り組むためには、企業活動を阻害する税制について不断の見直しを進める必要がある。

単なる財源確保を目的とした安易な課税強化には反対するとともに、時代の変化に対応していない税制や二重課税など、公平性・合理性を欠く税制については、速やかに廃止又は見直しを図るべきである。

① 印紙税の廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子契約やペーパーレス化が進展する中、文書を課税対象とすることは時代に即していない。電子化への対応が困難な業種や中小企業に負担が偏るほか、印紙の購入・管理など事務負担も大きいことから、速やかに廃止すべきである。

②事業所税の廃止

事業所税は、事業所面積や従業員給与を課税標準とする外形課税であり、赤字企業にも課税されるほか、新規開業や事業所の立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する要因となっている。また、都市計画税や固定資産税との二重負担などの課題も指摘されていることから、速やかに廃止すべきである。

③消費税との二重課税の解消

消費税との二重課税となっている税制は、企業や消費者の負担を増加させるとともに、税制の公平性・合理性を損なうものである。以下の税については、二重課税の解消を図るべきである。

・石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
・嗜好品に課せられる税（酒税、たばこ税、たばこ特別税）
・ゴルフ場利用税
・建物に係る不動産取得税
・入湯税

（７）納税事務の効率化・簡素化

申告納税制度の下では、本来は行政が担うべき徴税事務の一部を、事業者が納税協力として担っている。とりわけ中小企業にとって、税務に関する事務負担は大きい。加えて、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応など、限られた人員で複雑な事務処理を行う場面が増えており、生産性の向上や本業への経営資源の投入を阻害する要因となっている。

このため、国・地方を通じた税務手続のワンストップ化や電子化を一層推進するとともに、地方自治体ごとに異なる申告様式・手続・納付期限の統一を進め、納税事務の効率化を図るべきである。

近年はインボイス制度や電子帳簿保存法への対応に加え、定額減税をはじめとする税制改正のたびに、システム改修や事務処理への対応が必要となり、企業に大きな負担が生じている。

税制改正に当たっては、事業者の実務への影響や十分な準備期間の確保、システム改修等に伴う負担への支援を実施すべきである。

また、消費税制度の見直しについては、事業者の納税事務や資金繰りへの影響も踏まえ、慎重に検討すべきである。